

平成 22 年 1 月 20 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 白熊正樹

平成 21 年(ネ)第 4678 号 離婚等請求控訴事件(原審・東京家庭裁判所平成
20 年(家ホ)第 753 号)

口頭弁論終結日 平成 21 年 12 月 21 日

判 決

本籍

住所

控訴人(被告) B 男

訴訟代理人弁護士 C

本籍

住所

被控訴人(原告) A 子

訴訟代理人弁護士 板橋喜彦

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決中主文第 1 項を除く控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 控訴人と被控訴人との間の長女 D(平成 10 年 12 月 25 日生)の親権者を控訴人と定める。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、本判決確定の日から長女 D が成年に達する日

まで毎月末日限り5万円を支払え。

4 上記取消しに係る被控訴人の請求を棄却する。

5 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 控訴人(夫)と被控訴人(妻)は、平成5年1月25日、婚姻の届出を了し、平成10年12月25日、長女Dをもうけた。

本件は、被控訴人が、控訴人の威嚇、嫌がらせなどにより婚姻関係が破綻したとして、控訴人に対し、離婚、長女Dの親権者を被控訴人に指定すること、本判決確定の日から長女Dが成年に達する日が属する月まで毎月末日限り5万円の養育費並びに慰謝料300万円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金をそれぞれ被控訴人に支払うよう求める事案である。

原判決は、離婚請求を認容し、長女Dの親権者を被控訴人に指定し、控訴人に対し、本判決確定の日から長女Dが成年に達する日まで毎月末日限り2万円の養育費並びに慰謝料100万円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金をそれぞれ被控訴人に支払うよう命じ、被控訴人のその余の慰謝料請求を棄却したので、控訴人が上記第1の限度で控訴をした。なお、被控訴人は控訴をしていないので、当審において審理、判断の対象となるのは、親権者の指定、養育費の負担及び原判決が認容する範囲での慰謝料請求の当否に限定される。

2 前提となる事実及び当事者の主張は、下記3に当事者の当審における主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2

項及び3項（原判決2頁12行目から同5頁22行目まで）に記載のとおりであるから，これを引用する。

3 当事者の当審における主張

(1) 控訴人の主張

ア 控訴人と被控訴人の婚姻関係は，控訴人が自己破産手続を弁護士に依頼した平成20年4月の時点で破綻していたものであり，その後の控訴人の言動により破綻したものではない。

イ 控訴人は，被控訴人に対し，怒鳴ったり，威嚇するなどの言動をしたことはなく，また，不貞行為，暴力，虐待などをしたこともない。したがって，控訴人に多少の暴言があったとしても，被控訴人も言い返しているものであるから，それを理由に慰謝料請求が認められるものではない。

ウ 長女Dの親権者は，控訴人に指定されるべきであり，そうすると，被控訴人は，控訴人に対し，養育費を支払うべきである。

(2) 被控訴人の主張

ア 控訴人は，事業の失敗について説明や謝罪をせず，生活費を交付しないばかりか，しばしば泊まりで釣りに出かけ，さらに，被控訴人に対し，怒鳴ったり，威嚇したり，暴言を吐いたりすることを繰り返したので，被控訴人は，控訴人に対する信頼関係を喪失し，離婚を決意するに至ったのである。したがって，被控訴人が本件離婚により被った精神的苦痛は，100万円を下回るものではない。

イ 長女Dの親権者は，現在養育監護に当たっている被控訴人に指定するのが相当であり，控訴人は，親権者として不適格である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、長女 D の親権者は被控訴人に指定するとともに、控訴人に対し、本判決確定の日から長女 D が成年に達する日まで毎月末日限り 2 万円の養育費を被控訴人に支払うよう命ずるのが相当であり、また、被控訴人の慰謝料請求は、控訴人に対し 1 0 0 万円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を被控訴人に支払うよう求める限度で理由があるものと判断する。その理由は、下記 2 に当裁判所の判断を捕足するほかは、原判決が「事実及び理由」欄の「第 3 当裁判所の判断」の 2 項ないし 4 項（原判決 6 頁 2 行目から同 1 0 頁 2 1 行目まで）において認定・説示するところと同一であるから、この認定・説示を引用する。

2 当裁判所の判断の補足

(1) 控訴人は、平成 1 8 年 1 0 月ころ、会社を設立して飲食店の営業を始め、被控訴人も、自己名義のカードローンからの借入れで 3 0 0 万円、貯蓄から約 8 0 万円を提供して、これを援助した。ところが、控訴人は、被控訴人から求められても、経営状況について説明をしなかったばかりか、平成 2 0 年 3 月ころ、被控訴人に相談もなく、自己破産手続きを取ることを決め、その後も、事業の失敗について説明をしないばかりか、タクシー会社に勤務するようになったにもかかわらず、生活費を入れず、2 か月に 1 度は海釣りにでかけるなど、家庭生活に対する責任を放棄するような身勝手な生活態度を続けた。さらに、控訴人は、被控訴人が話し合いを求めるのに対し、「お前は頭がおかしい。」などと言ったり、離婚届を投げつけ、「あっちへ行け。馬鹿が。」と怒鳴り、また、自宅について、「この家は売るんだよ。

任意売却すると決めたんだ。」と威嚇的に述べたりするなどして、話し合いに応じなかった。その上、控訴人は、大きな音を立ててドアを閉めたり、被控訴人を台所に立ち入らせないようにしたり、大音量でテレビを付けたり、被控訴人が使用するため控訴人の実印兼銀行届出印の印章を持ち出したことについて、長女 D の前で被控訴人を繰り返し泥棒と罵倒したりした。被控訴人は、控訴人の上記のような生活態度が改まらないため、婚姻関係の修復は困難であると考え、やむを得ず、離婚を決意し、本訴を提起するに至ったのである。

そうすると、被控訴人と控訴人の婚姻関係が破綻した主な原因は、控訴人が、事業失敗後に無責任で身勝手な生活態度を続けて、被控訴人の信頼を喪失させたことによるものと認められるから、控訴人は、被控訴人に対し、離婚慰謝料を支払うべき義務があり、上記事情に照らせば、その額は100万円を下回るものでないものと認められる。

- (2) 長女 D は、現在、被控訴人の養育監護の下で平穏で安定した生活を送っており、被控訴人と良好な信頼関係を築いている（原審被控訴人）が、他方、控訴人との間に良好な信頼関係が形成されている様子はない。したがって、長女 D の親権者は、被控訴人と定めるのが相当である。また、被控訴人と控訴人の双方の収入に照らせば、控訴人が被控訴人に支払うべき長女 D の養育費は月額2万円とするのが相当である。

なお、控訴人も、親権者が控訴人に定められることを前提に、被控訴人が控訴人に対し養育費を支払うよう申し立てているが、上記のとおり、親権者は被控訴人と定めるものであるから、上記申立ては理由がないもので

ある。

3 結論

よって，原判決は相当であり，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官	大	坪	丘
裁判官	宇	田	川
裁判官	白	石	文